

## 学生会員規定

NPO法人秋田パドラーズ

### (趣旨)

第1条 パドラーズ定款第3条「この法人は、地域における河川環境保全活動を柱として行政や他の団体と連携し、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」を柱とし、パドラーズ活動やまた企画にも参加し、学生としてボランティア精神を育み、又他の団体や個人に、この精神の輪が広がることを期待するものである。

### (種別)

第2条 当法人学生会員は以下のとおりとします。ここに定める学生会員は定款に定める正会員には該当しません。

(1) 当法人の学生規定の趣旨に賛同し、ボランティアとして各種活動に参加する学生とする。

※ 学生とは小学生から大学生を示す。

### (入会)

第3条 学生会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 親の承諾を得て申し込むものとする。

### (入会金及び会費)

第4条 学生会員は入会金及び年会費は無料とする。

### (活動保険について)

第5条 活動に参加する場合は当法人の年間かけている保険を適用とする。

### (活動範囲について)

第6条 活動内容によっては年齢制限を設ける場合がある。

### (退会)

第7条 退会希望の場合は、退会の旨を理事長に伝え、任意に退会することが出来る。

### (補則)

第8条 その他この規定に関し、必要事項が生じた場合は理事会において別に定める。

### (附則)

この規定は、平成25年4月1日から施行する。